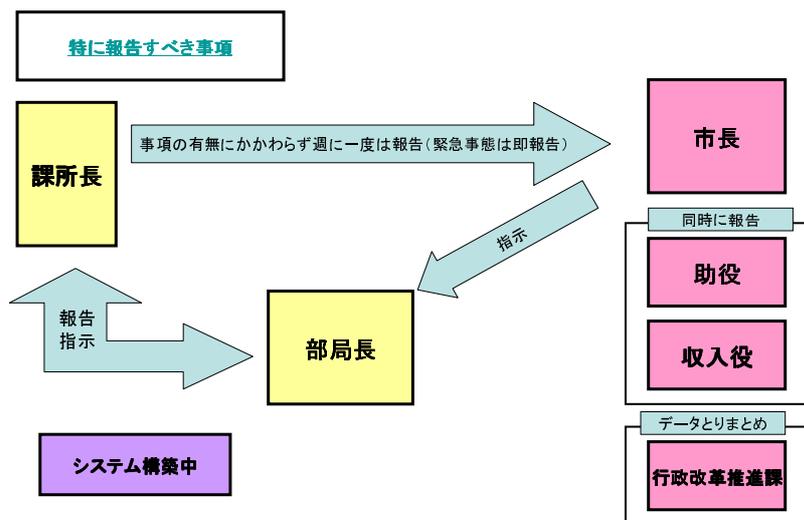


情報連絡体制

市長と課所長のホットライン構築
(課所長から市長へ)

平成19年1月

市長への報告の流れ



報告すべき事項

このまま放置すれば、近々もしくは将来にわたり市民生活に影響を及ぼすであろうと考えられる案件

例示

- * 災害(16年災害 かけ崩れなど)
- * 健康被害(O157問題など)
- * 市民生活に即影響する事態(水道のポンプ場休止問題、ふじみ野市プール事故を受けての対応など)
- * 環境問題(アスベスト問題など)
- * 警察との折衝(駅前土地区画整理事業)
- * 不当圧力(暴力団関係など)

3つの原則

- スピード(迅速な意思決定と行動)
- 情報開示(疑惑を招かぬ徹底した情報開示)
- 市民の視点からの判断(市役所内部の視点から判断すると判断ミスを犯す危険性)



市長が判断するために必要な情報を報告する

1 連絡データの入力方法(現在構築中)

- ① タイトル 一目見て案件がわかるように
- ② 区分分け (国、県、議員情報、警察、市民、各種団体、その他)を必ず入れるように

2 その他

- ① 情報の取り扱いには注意する
- ② 市長からの指示に対しての回答は迅速かつ的確に